訪問介護重要事項説明書

１．開設者

社会福祉法人ジェイエー長野会
（住所）長野県長野市大字南長野北石堂町 1177-3

２．事業の目的と運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３．ご利用事業所

訪問介護	事業所名	佐久浅間ヘルパーステーション	
	介護保険事業所番号	第　2071701680　号 （平成３０年４月１日指定）	
	住　　所	佐久市桜井 671 番地１	
	管理者・連絡電話番号	丸山　裕二	TEL　0267-64-5623
	サービス提供地域	佐久市、佐久穂町、小諸市、御代田町、立科町、東御市（旧東部町を除く）	

４．ご利用事業所の職員体制

職　　種（資格）		人　　員
事業所管理者		１名（サービス提供責任者兼務）
サービス提供責任者		３名（常勤・介護福祉士３名）
介護職員	介護福祉士	１１名（常勤２名・非常勤９名）
	初任者研修修了者 （ホームヘルパー２級）	３名（常勤２名・非常勤１名）

（2026.4.1 現在）

５．営業日・営業時間

営業日	休業日	営業時間
月曜日～日曜日の毎日	なし	① 早朝　午前６時～午前８時 ② 通常　午前８時～午後６時 ③ 夜間　午後６時～午後１０時

6．サービス利用基本料金および利用者負担額

サービス利用料金につきましては、重要事項説明書（別紙）となります。
また利用者負担金は、負担割合証に基づき介護保険関係法令で定める介護給付費を負担していただきます。

7．提供可能なサービス

身体介護	① 排泄・食事介助　②清拭・入浴・身体介助　③体位交換 ④移動・移乗介助、外出介助　⑤その他必要な身体の介護
生活援助	①調理　②衣類の洗濯、補修　③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物　⑤その他必要な家事　⑥ベッドメイク ⑦一般的な調理、配下膳　⑧買い物・薬の受け取り

8．サービス提供責任者

担当するサービス提供責任者は次のとおりです。

サービス提供責任者	丸山　裕二	連絡先	TEL 0267-64-5623（本体） FAX 0267-64-5615
サービス提供責任者	宮澤　有美枝		
サービス提供責任者	伊藤　紀子		

サービスについて、ご相談や不満がある場合には、どんなことでもご連絡ください。

9．サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は１km当り50円をいただきます。

10．介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

11．利用料の支払

月末に締切り、翌月10日以降に請求書を送付します。原則として、利用者又は利用者代理人の指定したＪＡ貯金口座又は三菱UFJニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（９割または８割または7割）を受けとることになります。

・口座振替日

JA貯金口座

利用月の翌月21日（ただし、21日が金融休業の場合は翌営業日となります。）

JA以外の金融機関口座

利用月の翌々月12日（ただし、12日が金融休業の場合は翌営業日となります。）

・三菱UFJニコス口座振替決済代行可能の金融機関

郵便局、都市銀行の全行、地方銀行の全行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部取扱不可）、信託銀行（一部取扱不可）

12．キャンセルの連絡

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	ＴＥＬ　0267-64-5623
時　　期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	かかりません
サービス利用日の当日	３０分未満　６００円
	３０分以上～１時間未満　１，２００円
	以降３０分増すごとに６００円を加算

13．苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話・ＦＡＸ	対応者
佐久浅間ヘルパーステーション	TEL　0267-64-5623 FAX　0267-64-5615	受付担当者 宮澤有美枝 伊藤　紀子 解決責任者 丸山　裕二
さく地域事業本部	TEL　0267-82-1122	
佐久市役所　高齢者福祉課	TEL　0267-62-3157	
臼田支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-82-3124	
望月支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-53-3111	
浅科支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-58-2078	
佐久穂町八千穂庁舎保健福祉課	TEL　0267-88-2525	
小諸市　高齢福祉課	TEL　0267-22-1700	
御代田町　町民課	TEL　0267-32-3111	

軽井沢町　福祉課	TEL　0267-45-8524	
立科町　町民課高齢者支援課	TEL　0267-56-2311	
東御市　福祉課	TEL　0268-64-8888	
佐久平・浅間地域包括支援センター	TEL　0267-88-6281	
岩村田・東地域包括支援センター	TEL　0267-67-6910	
中込地域包括支援センター	TEL　0267-64-1751	
野沢地域包括支援センター	TEL　0267-63-8430	
臼田地域包括支援センター	TEL　0267-81-5100	
浅科・望月地域包括支援センター	TEL　0267-53-8801	
佐久穂町地域包括支援センター	TEL　0267-88-2951	
	TEL　0267-88-2506	
小諸市地域包括支援センター	TEL　0267-26-2250	
	TEL　0267-24-1051	
御代田町地域包括支援センター	TEL　0267-31-2510	
軽井沢町地域包括支援センター	TEL　0267-45-3269	
立科町地域包括支援センター	TEL　0267-88-8418	
東御市地域包括支援センター	TEL　0268-64-5000	
国民健康保険団体連合会	TEL　026-238-1580	

14．事故等緊急時における対応方法

・緊急時対応方針

訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に事故、病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに救急、主治医、家族、居宅介護支援事業者（介護支援専門員）への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。

・緊急時の対応時間・連絡先

受付時間（月～土）	午前８時３０分～午後５時３０分	
連絡先	電話	0267-64-5623

15．提供するサービスの第三者評価の実施状況

現在実施しておりません。

令和　　年　　月　　日

私は、重要事項説明書及びサービス内容についての説明を受け、同意をしました。

○利用者

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

○利用者代理人

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（本人との関係　　）

事業者

主たる事業所住所	**長野県佐久市桜井671番地1**
主たる事業所名称	**佐久浅間ヘルパーステーション**
サテライト事業所住所	長野県佐久市臼田785番地6
サテライト事業所名称	佐久浅間ヘルパーステーションみなみ
サテライト事業所住所	長野県佐久市協和2404番地1
サテライト事業所名称	佐久浅間ヘルパーステーションしらかば
サテライト事業所住所	長野県小諸市耳取948番地1
サテライト事業所名称	佐久浅間ヘルパーステーションあさま

管理者　　丸山　裕二　　印

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

重要事項説明書　（別紙）
指定訪問介護

重要事項を下記の通りと致します。

【指定訪問介護】

（１）基本報酬

地域単価	
その他	10.00円

イ　身体介護

区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
①　２０分未満	/回	10.00	163	1,630円	163円	326円	489円
②　２０分以上　30分未満	/回		244	2,440円	244円	488円	732円
③　３０分以上１時間未満	/回		387	3,870円	387円	774円	1,161円
④　１時間以上１時間３０分未満	/回		567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
（④以降、３０分を増す毎に加算）	/回		82	820円	82円	164円	246円

※１　②～④に引き続き生活援助を行った場合、所要時間が20分から起算して25分を増す毎に加算される単位数も変更となります。
　　プラス65単位（195単位を限度）

ロ　生活援助

区分		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
①　２０分未満４５分未満	/回	10.00	179	1,790円	179円	358円	537円
②　４５分以上	/回		220	2,200円	220円	440円	660円

（２）加算

算定	項目		単価	単位	利用料	利用者1割負担額	利用者2割負担額	利用者3割負担額
	特定事業所加算（Ⅰ）	/月	10.00	所定単位数×20/100		1割	2割	3割
○	特定事業所加算（Ⅱ）	/月		所定単位数×10/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅲ）	/月		所定単位数×10/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅳ）	/月		所定単位数×3/100		1割	2割	3割
	特定事業所加算（Ⅴ）	/月		所定単位数×3/100		1割	2割	3割
○	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			一月の総利用単位数の24.5%		1割	2割	3割
下記の加算で、○印のついた項目は、 ご利用者ごとに提供するサービス内容に応じて加算されます。								
○	２人の訪問介護員等によるサービス提供　※１	/月	10.00	所定単位数× 200/100		1割	2割	3割
○	夜間又は早朝の時間帯のサービス提供	/月		所定単位数×25/100		1割	2割	3割
	深夜の時間帯のサービス提供	/月		所定単位数×50/100		1割	2割	3割
○	緊急時訪問介護加算　※２	/回		100	1,000円	100円	200円	300円
○	初回加算	/月		200	2,000円	200円	400円	600円
	生活機能向上連携加算（１）	/月		100	1,000円	100円	200円	300円
	生活機能向上連携加算（２）	/月		200	2,000円	200円	400円	600円

※１　通院等乗降介助を算定する場合、 当該加算は算定されません。
※２　基本報酬の身体介護①～④を算定する場合に算定されます。

加算	算定要件
２人の訪問介護員等によるサービス提供	利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合、又はこれらの行為に準ずると認められる場合であって、同時に２人の訪問介護員等が１人の利用者に対して指定訪問介護の行った場合に加算されます。
夜間又は早朝の時間帯のサービス提供	夜間（午後６時から午後１０時まで）、早朝（午前６時から午前８時まで）に指定訪問介護を行った場合に加算されます。
深夜の時間帯のサービス提供	深夜（午後10時から午前６時まで）に指定訪問介護を行った場合に加算されます。
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき２４時間以内に行った場合、サービス提供責任者が指 定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護（身体介護中心型に限る）を緊急に行った場合に加算されます。
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回サービス利用日と同月内に、サービス提供 責任者が指定訪問介護（同行訪問含む）を行った場合に加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	●訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリ テーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること ●当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提 供の場において、又はＩＣＴを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行 うこと を定期的に行うことにより加算されます。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数２００床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚 士・医師が訪問している場合に加算されます。
特別地域訪問介護加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はサテライ ト事業所の訪問介護員等が、 指定 訪問介護を行った場合に加算されます。
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、１月当たりの延べ訪問回数が200回以下である事業所又はサテライト事業所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に加算されます。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、事業所が定める通常の事業の実 施地域を越えて指定訪問介護を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算	事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員のキャリアアップ要件、月額賃金改善、職場環境等を実施している場合に加算されます。

加算	算定要件
特定事業所加算（Ⅰ）	①体制要件②人材要件（(ア)(イ)両方）③重度対応要件（ア）①②③の全てに適合すること
特定事業所加算（Ⅱ）	①体制要件②人材要件（(ア)(イ)いずれか）①②の両方に適合すること
特定事業所加算（Ⅲ）	①体制要件③重度対応要件（ア）①③の両方に適合すること
特定事業所加算（Ⅳ）	①体制要件②人材要件（ウ）③重度対応要件（イ）①②③の全てに適合すること
特定事業所加算（Ⅴ）	①体制要件②人材要件（エ）①②の両方に適合すること

【体制要件】

（１）訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
（２）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
（３）利用者情報の文章等による伝達、訪問介護員等からの報告
　　※直接面接しながら文章を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能
（４）健康診断等の定期的な実施
（５）緊急時等における対応方法の明示

（６）病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等
（７）通常の事業の実施地域内であって中山間地域等（※１）に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること
（８）利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること

【人材要件】
（９）訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が３０％以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の占める割合が５０％以上
（１０）全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者
（１１）サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していること。
（１２）訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が３０％以上であること。

【重度者等対応要件】
（１３）利用者のうち、要介護４、５である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ｍ）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が２０％以上
（１４）看取り期の利用者（※２）への対応実績が１人以上であること（併せて体制要件（６）の要件を満たすこと）